

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤枝市長 北村正平

市町村名 (市町村コード)	藤枝市 (22214)
地域名 (地域内農業集落名)	朝比奈 (羽佐間、殿、野田沢、新舟、宮島、小園、青羽根、玉取)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 茶、ミカン、シイタケ、タケノコ、水稻を主体として営農している。
- 営農者の高齢化により離農が進んでいる。
- 傾斜地の茶園、みかん園、竹林は荒廃している場所が多く、筆境や地目、所有者の所在もわからなくなっている農地が増えている。
- 水稻は、各集落内の営農組合が水利をはじめとする作業のとりまとめを行い、殿地区はブロックローテーションで管理されている。
- 地元の酒蔵と提携して酒米を栽培している。
- ブランド茶“朝比奈玉露”の生産技術を後世に伝えていくことが求められている。
- てん茶、かぶせ茶の栽培が盛んに行われてきたが、高齢化により担い手が激減している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 地域(各集落)内の担い手に、農地利用を集約していく。
- 圃場整備された水田を、各集落で守っていく。
- 岡部、藤枝のブランドとなる高付加価値のある朝比奈玉露、てん茶、かぶせ茶を安定した量と質で生産を継続する。
- 他分野の産業との連携により、米、茶、柑橘類を利用した6次産業化を推進する。
- 殿地区の水田では、酒米の生産を増加させる。
- 茶園やみかん園は、ひとたび耕作放棄地になると農地にはほとんど戻せないため、事前に対応する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	407 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	407 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農業振興地域内の農地を基本とする。
- 傾斜地の農地で、過去に茶園やミカン園であったが、現状は荒廃しており、耕作再開が不可能な農地は対象区域から外していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○地域(各集落)内の担い手に、農地利用を集約していく。 ○中間管理事業を活用して、耕作者と耕作地のマッチングを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○農業委員会やJAと協力して、規模縮小や離農を検討している農家及び農地の情報や、受け手となる担い手の情報を集約する。 ○農地バンクの利用について、相談窓口や手続きなど詳細がわかるチラシ等を作成し、農地所有者に共有する。
(3)基盤整備事業への取組方針
○条件の良い茶園になるように、茶園の基盤整備をすすめる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○静岡県農業振興公社の持つ、地域内及び近隣市町や県外の担い手の情報提供により、多様な経営体の確保を図る。 ○新規就農者に対して、県、市、JAは充分な指導体制を確保するほか、初期投資の支援について検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農作業等の請負について、JAが窓口となって請負組織・団体についての情報を収集、整理する。 ○収集、整理した担い手の情報について、農地所有者や高齢の耕作者に情報提供をしていく機会を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ、カモシカ、ハクビシン、サル、アナグマ、カラス、モグラ等の鳥獣害対策を進める。
- ②有機栽培農地と慣行栽培農地のゾーニングや有機栽培農地の団地化に向けた地域の話し合いを継続していく。
- ③菌床しいたけ栽培に、ICTを利用したスマート農業を利用できるように研究・検討を進める。
- ④海外での人気が高まっている抹茶のブランド力を高めていくとともに、新たな販路やPR方法を模索し、展開する。
- ⑤茶園、みかん園を維持するための農道を整備する。
- ⑥燃料費の高騰や農業機械の更新による負担を軽減する支援を検討する。
- ⑦地域ぐるみで農地、農道等を保全管理する活動を継続していく(多面的機能支払交付金)。
- ⑩朝比奈玉露、酒米の栽培面積を増やす。